

金沢大学附属病院治験業務の電子化に関する標準業務手順書新旧対照表

改正（第2版）	現行（第1版）
<p>○金沢大学附属病院治験業務の電子化に関する標準業務手順書 （略） 第8条 治験審査申請システムについて 3. システム利用の手順について （3）治験依頼者（各依頼者が業務を委託した者を含む。）がシステムを利用する場合 ①治験依頼者は、「治験審査申請システム利用許可申請書（以下「許可申請書」という。）」に必要事項を記載のうえ、原則として <u>IRB 審議月の前月 10 日までに</u> 管理者に提出する。 （略） 附 則 （略） 附 則 <u>この手順書は、西暦 2018 年 1 月 11 日から施行し、西暦 2018 年 1 月 1 日から適用する。</u> ----- タブレット端末貸与品取扱いに関する承諾書 （略） <u>西暦</u> 年 月 日 （略）</p>	<p>○金沢大学附属病院治験業務の電子化に関する標準業務手順書 （略） 第8条 治験審査申請システムについて 3. システム利用の手順について （3）治験依頼者（各依頼者が業務を委託した者を含む。）がシステムを利用する場合 ①治験依頼者は、「治験審査申請システム利用許可申請書（以下「許可申請書」という。）」に必要事項を記載のうえ、原則として <u>事前ヒアリング申し込み時に</u> 管理者に提出する。 （略） 附 則 <u>この手順書は、平成 28 年 10 月 12 日から施行する。</u> ----- タブレット端末貸与品取扱いに関する承諾書 （略） <u>平成</u> 年 月 日 （略）</p>